

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成26年11月7日

【四半期会計期間】 第154期第2四半期(自 平成26年7月1日 至 平成26年9月30日)

【会社名】 日本精工株式会社

【英訳名】 NSK Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 大塚 紀男

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03-3779-7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 池村 幸雄

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目6番3号

【電話番号】 03-3779-7111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役常務 総務部長 池村 幸雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第153期 第2四半期 連結累計期間	第154期 第2四半期 連結累計期間	第153期
会計期間	自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日	自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	413,603	464,390	871,742
経常利益 (百万円)	28,140	40,927	66,785
四半期(当期)純利益 (百万円)	14,749	25,890	31,167
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	32,711	42,623	61,539
純資産額 (百万円)	368,285	411,490	382,155
総資産額 (百万円)	944,848	1,056,436	1,000,932
1株当たり四半期(当期) 純利益金額 (円)	27.31	47.88	57.70
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	27.28	47.82	57.63
自己資本比率 (%)	36.7	36.8	35.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	27,244	18,358	70,342
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△18,508	△20,057	△42,402
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△13	31,469	△3,204
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	151,316	200,206	168,940

回次	第153期 第2四半期 連結会計期間	第154期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成25年7月 1日 至 平成25年9月30日	自 平成26年7月 1日 至 平成26年9月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	9.87	21.82

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」からの重要な変更があった事項は次のとおりであります。見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の項目番号に対応しております。

なお、文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(13) コンプライアンス

当社は、平成26年8月に、中国での軸受の取引に関して同国独占禁止法に違反する行為を行ったとして、同国国家発展改革委員会から1億7,492万人民元の制裁金の支払いを命じられました。

また、平成26年9月に日本の公正取引委員会より、独占禁止法に違反する行為があったとして、鋼球製品の製造事業者に対して排除措置命令及び課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。この中で、当社の子会社である株式会社天辻鋼球製作所について独占禁止法に違反する行為があったとする旨の言及がありましたが、同社は、同委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、上記命令のいずれも受けておりません。

(14) 訴訟対応

米国及びカナダにおいて、原告である軸受製品等の購入者等の代表者等から、当社並びに当社の米国及びカナダの子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟等が提起されております。原告は、被告らが共謀して、これらの国において軸受製品等の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して損害賠償、対象行為の差止め等を請求しております。

当社並びに当社の米国及びカナダの子会社といたしましては、原告による請求に対して、正当性を主張して争っていく所存ですが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

また、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。

2 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当社グループは、平成28年の創立100周年における売上高1兆円を目指し、平成25年4月より3年間の中期経営計画に取り組んでおります。事業戦略としては「収益重視の成長」、経営基盤の強化に向けては「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を推進しております。

当第2四半期連結累計期間の世界経済を概観すると、日本では、景気の緩やかな回復が続きましたが、消費税増税後の反動減からの持ち直しに鈍さもみられました。米国経済は回復基調が続き、欧州では景気の持ち直し傾向が続きました。アジアでは、インドで景気の持ち直しの動きがみられたものの、アセアンは総じて景気が足踏み状態となり、中国は景気拡大のテンポが鈍化しました。

このような経済環境下、当第2四半期連結累計期間の売上高は4,643億90百万円と前年同期に比べて12.3%の増収となりました。営業利益は、407億46百万円(前年同期比+41.7%)となり、経常利益は409億27百万円(前年同期比+45.4%)となりました。税金費用、少数株主利益を控除した結果、四半期純利益は258億90百万円と前年同期に比べて75.5%の増益となりました。

当社グループのセグメントごとの市場環境と業績は次のとおりであります。

① 産業機械事業

産業機械関連需要は、世界全体で緩やかな回復傾向が続いています。地域別にみると、日本では、スマートフォン関連設備需要の好調が続き、産業機械軸受や精密機器関連製品の売上高が増加しました。米州では、一般機械向けやアフターマーケット向けを中心に増収となりました。欧州では、風力発電向けや工作機械向けなどの売上高が増加し、アフターマーケット向けも増収となりました。中国では、鉄道車両向けや風力発電向け需要が景気刺激策も寄与して好調が続き、工作機械向けや精密機器関連製品も堅調に推移し売上高が増加しました。アセアンでは市場の停滞が続きましたが、自動車補修向けや情報機器関連向けを中心に産業機械軸受の売上高が増加しました。

この結果、産業機械事業の売上高は1,325億38百万円(前年同期比+14.3%)、営業利益は145億4百万円(前年同期比+49.3%)となりました。

② 自動車事業

自動車市場は、中国での需要の伸びに鈍化がみられますが、グローバルでは緩やかな成長が継続しております。地域別にみると、日本では、消費税増税後の反動減の影響は軽微なものの、自動車メーカーによる海外現地調達に対応した当社生産の海外移転の影響により売上高が減少しました。米州は、北米市場が好調に推移し、日本からの生産移転による効果もあり増収となりました。欧州では、西欧を中心に自動車市場の持ち直し基調が継続し、為替の効果もあり増収となりました。中国では、電動パワーステアリングが新規受注効果も寄与して大幅な増収となり、欧州系・日系向けを中心に自動車軸受の売上高が増加しました。その他アジアでは、各国の市場にばらつきがありましたが、日系・韓国系向けに売上高が増加しました。

この結果、自動車事業の売上高は3,117億58百万円(前年同期比+9.9%)、営業利益は282億21百万円(前年同期比+31.7%)となりました。

(2) 財政状態の分析

資産合計は1兆564億36百万円となり、前連結会計年度末に比べて555億3百万円増加しました。主な増加は受取手形及び売掛金52億87百万円、有価証券310億54百万円、製品77億30百万円、有形固定資産80億90百万円であり、主な減少は退職給付に係る資産60億8百万円によるものであります。

負債合計は6,449億45百万円となり、前連結会計年度末に比べて261億69百万円増加しました。主な増加は支払手形及び買掛金81億19百万円、社債400億円であり、主な減少は未払法人税等61億59百万円によるものであります。

純資産合計は4,114億90百万円となり、前連結会計年度末に比べて293億34百万円増加しました。主な増加は四半期純利益258億90百万円、為替換算調整勘定109億34百万円であります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は2,002億6百万円となり、前連結会計年度末に比べて312億66百万円の増加となりました。また、前年同期末に比べて488億90百万円の増加となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて88億85百万円減少し、183億58百万円の収入となりました。主な収入の内訳は、税金等調整前四半期純利益379億1百万円、減価償却費184億68百万円であり、一方で主な支出の内訳は、独占禁止法関連損失の支払額188億78百万円、法人税等の支払額166億82百万円であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて15億48百万円増加し、200億57百万円の支出となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得による支出183億13百万円であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用されたキャッシュ・フローは、前年同期に比べて314億83百万円減少し、314億69百万円の収入となりました。主な収入の内訳は、社債の発行による収入400億円であり、一方で主な支出の内訳は、配当金の支払額48億62百万円、少数株主への配当金の支払額22億44百万円であります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「対処すべき課題」からの重要な変更があった事項は次のとおりであります。見出しに付された項目番号は、前事業年度の有価証券報告書に記載した「対処すべき課題」の項目番号に対応しております。

(1) コンプライアンス強化

当社は、平成26年8月に、中国での軸受の取引に関して同国独占禁止法に違反する行為を行ったとして、同国国家発展改革委員会から1億7,492万人民元の制裁金の支払いを命じられました。

また、平成26年9月に日本の公正取引委員会より、独占禁止法に違反する行為があったとして、鋼球製品の製造事業者に対して排除措置命令及び課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。この中で、当社の子会社である株式会社天辻鋼球製作所について独占禁止法に違反する行為があったとする旨の言及がありましたが、同社は、同委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、上記命令のいずれも受けておりません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

① 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、株主・投資家、顧客、国内外の製造・販売会社、地域社会、従業員等の様々なステークホルダーとの相互関係に基づき成り立っております。当社は、当社グループの使命は、社会・環境・経済の全ての面においてバランスのとれた経営を行い、全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たすと同時に、本業に徹することにより当社グループの企業価値を増大させることであると考えております。

当社は、資本市場に公開された株式会社であるため、当社に対して投資をいただいている株主の皆様には、当社のかかる考えにご賛同いただいた上で、そのご判断により当社の経営を当社経営陣に対して委ねていただいているものと理解しております。かかる理解のもと、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方についても、最終的には、株主の皆様のご判断によるべきであると考えております。従いまして、当社株式の大量の買付行為がなされた場合にそれに応じるべきか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、近年のわが国の資本市場の状況を考慮すると、対象となる企業の株主の皆様及び投資家の皆様に対する必要十分な情報開示や熟慮のための機会が与えられることなく、あるいは対象となる企業の取締役会が意見表明を行い、代替案を提示するための情報や時間が提供されずに、突如として、株式の大量の買付行為が強行される可能性も否定できません。このような株式の大量の買付行為の中には、真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する買付行為もあり得ます。

かかる当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

② 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

(イ) 中期経営計画等による企業価値向上への取組み

当社グループは、平成28年の創立100周年における売上高1兆円を目指して、平成25年4月から3年間の中期経営計画に取り組んでおります。かかる中期経営計画では、売上高1兆円に至る道筋として、経営の質を高めるべく、「1兆円を支える企業基盤の確立」を中期ビジョンとして掲げました。そして、「安全・品質・コンプライアンス」という基礎の上に、従来から取り組んでまいりました「成長戦略」と「体質強化」を一步進め、「収益重視の成長」と「1兆円の物量を回す管理能力の構築」を目指すことにより、事業環境の大きな変化の中での次なる成長に向けた事業戦略と経営基盤の強化を図っております。

また、中期ビジョンの達成に向けて、

「収益重視の成長」の施策として

- ・新興国での成長
- ・顧客戦略、セクター戦略強化
- ・生産力、技術開発力強化
- ・戦略的提携

「1兆円の物量を回す管理能力の構築」の施策として

- ・ガバナンス充実、コンプライアンス強化
- ・事業構造改革
- ・グローバルマネジメントの進化

の7つの経営課題を推進しております。

また、当社は、事業を通じて世界中のエネルギーロスを削減することが当社グループの社会的責任と捉え、地球環境の保全と社会の持続可能な発展に向けて貢献すべく環境経営のレベルアップを着実に推進し、様々なステークホルダーとの信頼関係構築に努めています。

(ロ) コーポレート・ガバナンスに関する取組み

当社は、社会的責任を果たし、企業としての適切な利益を確保し続け、企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を確保・向上させるために、経営の透明性と健全性を高めていく具体的な体制を積極的に採用しています。平成11年には、当社は執行役員制度を導入の上、社外取締役を招聘し、任意に報酬委員会を設置しました。また、平成15年には、任意に監査委員会を設置しています。そして、平成16年には委員会等設置会社に移行し、平成18年には会社法に基づく委員会設置会社となり、監査・報酬・指名の3つの委員会は、それぞれ2名の社外取締役と1名の社内取締役で構成され、透明性と健全性の向上に努めています。

なお、当社は、社外取締役4名全員を独立役員として東京証券取引所に届け出ています。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同規則第118条第3号ロ(2)）として、平成20年6月25日開催の当社定時株主総会において、当社株式の大量買付行為に関する対応策を導入し、その後3年の有効期間が満了するに当たり、平成23年6月24日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「旧プラン」といいます。）を継続いたしました。旧プランは、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了することから、当社は、社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる種々の議論、法令の改正等を踏まえ、買収防衛策を継続するか否かについて検討を続けてまいりました。

その結果、平成26年5月23日開催の当社取締役会において、当社定款第35条に基づき、同年6月25日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご賛同を得て承認可決されることを条件として、旧プランから継続して、当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）を導入することを決議し、同株主総会において承認され、本プランが導入されました。

（イ）本プランの対象となる大量買付行為

本プランは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問いません。以下同じとします。）、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為を適用対象とします。但し、あらかじめ当社取締役会が同意した買付行為は、本プランの適用対象からは除外します。なお、本プランの適用を受ける買付行為を以下「大量買付行為」といい、大量買付行為を行いまは行おうとする者を以下「大量買付者」といいます。

（ロ）大量買付ルールの設定

i. 意向表明書の事前提出

大量買付者には、大量買付行為の実行に先立ち、当社代表執行役社長宛に、本プランに定められた所定の手続（以下「大量買付ルール」といいます。）に従う旨の誓約等を日本語で記載した意向表明書をご提出いただきます。

ii. 本必要情報の提供

当社取締役会は、上記 i. の意向表明書受領後10営業日（初日不算入）以内に、大量買付者から提供していただくべき、大量買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を記載したリスト（以下「本必要情報リスト」といいます。）を当該大量買付者に対して交付いたします。大量買付者には、当社代表執行役社長宛に、本必要情報リストに従って十分な情報を提供していただきます。

次いで、当社取締役会は、大量買付者から提供された情報を精査し、必要に応じて当社取締役会から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、その他の専門家を含みます。以下「外部専門家等」といいます。）の助言を受けた上で、当該情報だけでは本必要情報として不十分であると合理的に判断する場合には、大量買付者に対して追加的に情報提供を求めることができるものとし、大量買付者から追加的に受領した情報についても同様とします。

iii. 取締役会による評価期間の設定等

当社取締役会は、本必要情報の提供が完了した後、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、大量買付行為の内容に応じて最長60日間または最長90日間（いずれの場合も初日不算入）を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案作成のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定いたします。但し、当社取締役会が、当初設定した取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことについてやむを得ない事由がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会全員が出席する取締役会の全会一致の決議により、取締役会評価期間を合理的に必要な範囲内で、最長30日間（初日不算入）延長できるものとします（なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。）。

大量買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を受けながら、大量買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益の確保・向上の観点から、当社取締役会としての意見をとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉し、また当社取締役会として当社株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

(ハ) 対抗措置の発動

大量買付者が大量買付ルールを遵守した場合、当社取締役会は、仮に当該大量買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行うことはあり得るものの、原則として、当該大量買付行為に対する対抗措置は発動しません。

但し、当該大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動すべきか否かを株主の皆様のご判断に委ねることができるものとします。

また、当社取締役会は、大量買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合、大量買付者の提案する買収の方法が、いわゆる強圧的二段階買付けに代表される、構造上株主の皆様のご判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様にご当社株券等の売却を強要するおそれがある場合等、大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、例外的に対抗措置を発動することがあります。

これに対して、大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することを目的として、対抗措置を発動する場合があります。大量買付者が大量買付ルールを遵守したか否か及び対抗措置の発動の是非は、外部専門家等の助言を受けた上で、当社取締役会が合理的に判断し、決議いたします。

但し、当社取締役会が、株主の皆様のご意思を確認することが実務上可能であり、かつ、当社取締役会が株主の皆様のご意思を確認するために株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくことが適切であると合理的に判断した場合には、取締役会評価期間満了後に、株主総会を開催し、大量買付行為に対し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。

なお、当社は、本プランにおける対抗措置として、原則として、新株予約権無償割当てを行います。

また、対抗措置発動に係る当社取締役会の決議（株主総会の決議に基づく場合を除きます。）は、取締役全員が出席する取締役会において、全会一致により行うものとします。

(ニ) 株主意思の確認手続

当社取締役会は、上記（ハ）に記載のとおり、株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただく場合には、取締役会評価期間満了後に、法令及び当社定款の定めに従って、速やかに株主総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様のご判断に委ねるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間満了後60日以内に株主総会を開催し、大量買付行為への対抗措置の発動に関する議案を株主総会に上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合は、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

株主総会を開催する場合には、大量買付者は、当該株主総会終了時まで、大量買付行為を開始してはならないものとします。

(ホ) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成26年6月25日開催の当社定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで（平成29年6月に開催予定の定時株主総会終結の時まで）とし、以降、本プランの継続（一部修正した上での継続を含みます。）については3年ごとに定時株主総会の承認を得ることとします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト（<http://www.jp.nsk.com/investors/>）に掲載しております、平成26年5月23日付「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」をご参照ください。

④ 上記②の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記②の取組みは、当社の中長期的な企業価値の向上のための基本的な取組みの一環であり、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させることを目的として実施しているものです。かかる取組みを通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を向上させることにより、上記①記載の当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を毀損する当社株式の大量の買付行為は困難になるものと考えられ、よって、上記②の取組みは、上記①の基本方針の実現に資するものであると考えております。

従いまして、上記②の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

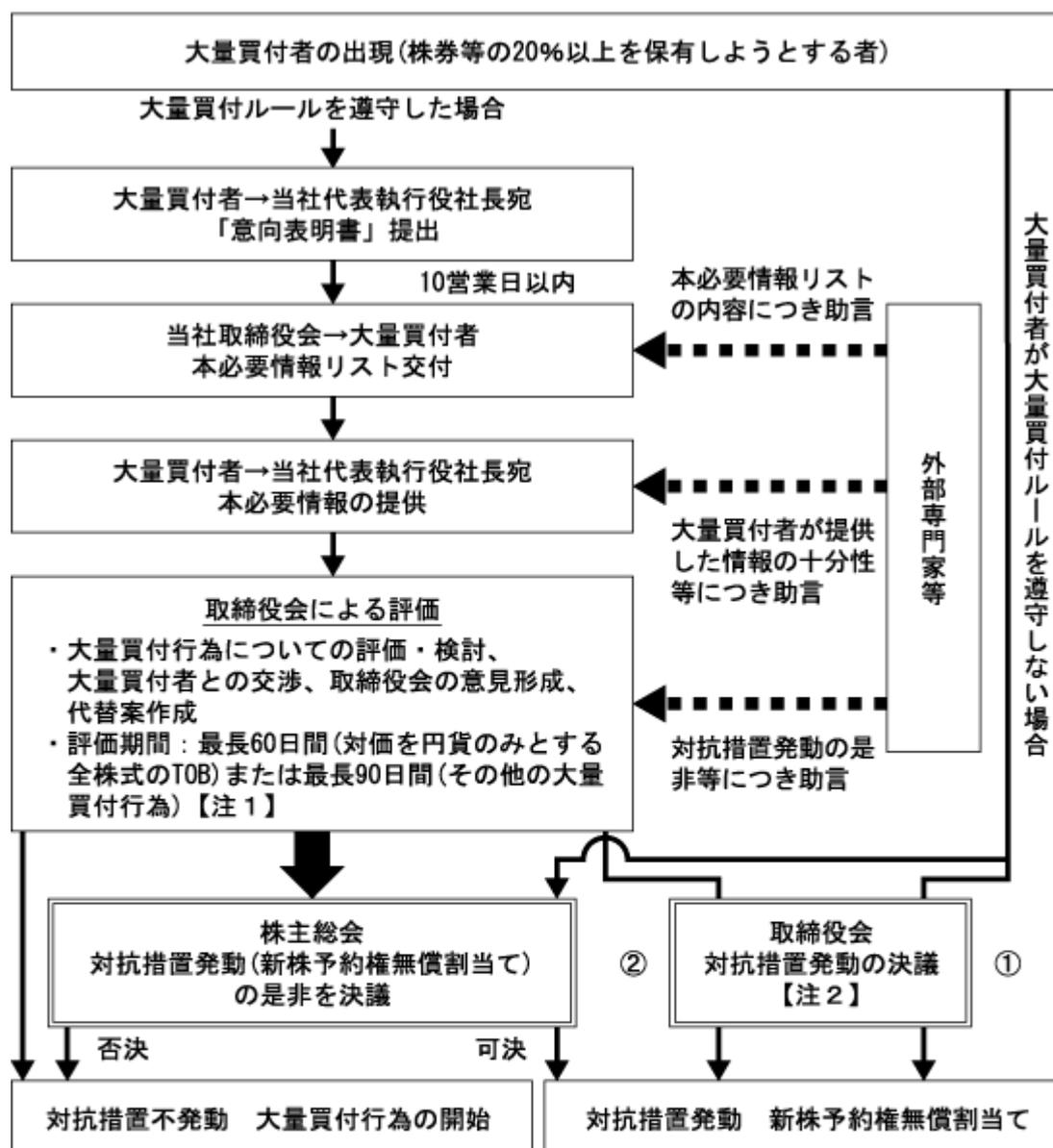
⑤ 上記③の取組みについての取締役会の判断及びその理由

上記③の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を確保・向上させることを目的として、大量買付者に対して、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為に関する必要な情報の提供、及び、その内容の評価・検討等に必要期間の確保を求め、最終判断を行う当社株主の皆様が、株式の大量の買付行為の提案の内容を十分に理解し、適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるようにするために導入されるものです。また、上記③の取組みにおいては、そのような情報提供と検討等の期間の確保の要請に応じない大量買付者に対して取締役会決議により対抗措置を発動できるとするとともに、かかる要請に応じた大量買付者であっても、当該大量買付者が実施しようとする大量買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれがあると合理的に認められる場合には、株主総会決議により対抗措置を発動できる（但し、一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合には、取締役会決議により発動できます。）こととすることで、これらの大量買付者による大量買付行為を防止するものであり、よって、上記①の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。さらに、上記③の取組みにおいては、大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合において対抗措置を発動しようとする場合には、原則として、株主総会を開催して、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこととしており、また、大量買付者が大量買付ルールを遵守していない場合を含め、当社取締役会が対抗措置の発動を決議する場合には、独立性のある社外取締役を含む取締役全員が出席する当社取締役会において、全会一致により行うこととしており、当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記③の取組みの合理性及び公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

さらに、当社は、本プランの運用における取締役会の判断の恣意性を排除し、本プランの運用の合理性を確保することを目的として、本プランの運用に関して取締役会が準拠すべき手続等を定めた「大量買付行為への対応に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を制定しています。ガイドラインの制定により、大量買付ルールの適用、対抗措置の発動または不発動等に関する取締役会の判断の客観性が高まり、本プランの運用につき十分な合理性が確保されることとなります。

従いまして、上記③の取組みは上記①の基本方針に沿うものであり、当社の株主の皆様様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

本プランに係る手続の流れの概要



【注1】 但し、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議により、最長30日間延長される場合があります(延長は原則として一度に限ります。)

【注2】 当社取締役会は、次の場合には、対抗措置を発動することがあります。但し、この発動に係る決定は、社外取締役を含む当社取締役会の全会一致の決議によります。

- ① 大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合
- ② 大量買付行為が一定の類型に該当し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると合理的に認められる場合

【注1】及び【注2】を除く取締役会の決議は、出席取締役の過半数の賛成によりなされます。

本プランの運用に係る手続等については、別途ガイドラインを制定しております。

このフローチャートは、あくまで本プランの概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本プランの詳細については、本文をご参照ください。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、53億71百万円であります。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,700,000,000
計	1,700,000,000

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成26年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年11月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	551,268,104	551,268,104	東京証券取引所(市場第一部)	単元株式数は1,000株
計	551,268,104	551,268,104	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成26年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年7月29日
新株予約権の数(個)	778(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は1,000株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	778,000(注)2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,431(注)3
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月22日 至 平成31年8月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,431 資本組入額 716
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使の時点において当社の取締役、執行役、使用人、相談役、顧問または関係会社の取締役、執行役員、顧問その他これらに準ずる地位であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合には、その地位を失った後も、その日から2年が経過する日(但し、権利行使期間内)までに限り、行使することができる。 ②新株予約権者は、新株予約権個数の全部または一部につき行使することができる。但し、一部を行使する場合には、割り当てられた新株予約権の整数倍の単位で行使するものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、1,000株である。
- 2 当社が株式分割（普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整により生ずる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

- 3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。但し、新株予約権の行使による場合は、行使価額の調整は行わないこととする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また自己株式を処分する場合には、「新発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

- 4 当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

- ② 新株予約権の目的となる株式の種類

再編対象会社の普通株式

- ③ 新株予約権の目的となる株式の数

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる 1 株未満の端数は切り捨てる。

- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

- ⑤ 新株予約権の行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

- ⑥ その他行使条件及び取得事由

上記「新株予約権の行使の条件」及び「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて定めるものとする。

- ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて定めるものとする。

- ⑧ 新株予約権の取得承認

譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年7月1日～ 平成26年9月30日	—	551,268	—	67,176	—	77,923

(6) 【大株主の状況】

平成26年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	52,568	9.53
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	27,836	5.04
富国生命保険相互会社	東京都千代田区内幸町二丁目2番2号	27,600	5.00
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	27,518	4.99
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	26,726	4.84
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,211	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 トヨタ自動車口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	10,709	1.94
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町1番地	10,000	1.81
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	8,675	1.57
日本精工取引先持株会	東京都品川区大崎一丁目6番3号	7,011	1.27
計	—	216,855	39.33

(注) 1 株式数は、千株未満を切り捨てております。

2 上記以外に、当社は自己株式9,951,147株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合1.80%)を保有しております。

- 3 株式会社みずほ銀行及びその共同保有者であるみずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社から平成26年5月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成26年5月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	18,211	3.30
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	721	0.13
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	13,661	2.48
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田三丁目5番27号	579	0.11

- 4 三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社、日興アセットマネジメント株式会社から平成26年9月19日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により、平成26年9月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	17,647	3.20
三井住友トラスト・アセット マネジメント株式会社	東京都港区芝三丁目33番1号	823	0.15
日興アセットマネジメント 株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	9,983	1.81

- 5 野村証券株式会社及びその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLC、NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.、野村アセットマネジメント株式会社から平成26年9月22日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書の変更報告書により、平成26年9月15日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認が出来ませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	607	0.11
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	758	0.14
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019-7316	0	0
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	28,150	5.11

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成26年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,951,000	—	単元株式数は1,000株
	(相互保有株式) 普通株式 653,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 539,225,000	539,225	同上
単元未満株式	普通株式 1,439,104	—	—
発行済株式総数	551,268,104	—	—
総株主の議決権	—	539,225	—

(注) 「単元未満株式」欄には、当社の自己保有株式及び相互保有株式が次のとおり含まれております。

自己保有株式		147株
相互保有株式	NSKワーナー(株)	98株
	八木工業(株) (自己名義)	864株
	(他人名義)	644株

② 【自己株式等】

平成26年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本精工(株)	東京都品川区大崎一丁目6番3号	9,951,000	—	9,951,000	1.80
(相互保有株式) NSKワーナー(株)	東京都品川区大崎一丁目6番3号	420,000	—	420,000	0.07
井上軸受工業(株)	大阪府堺市美原区木材通二丁目 2番87号	200,000	—	200,000	0.03
八木工業(株)	群馬県高崎市倉賀野町3121番地	—	33,000	33,000	0.00
計	—	10,571,000	33,000	10,604,000	1.92

(注) 八木工業(株)は、日本精工取引先持株会(東京都品川区大崎一丁目6番3号)の会員であり、他人名義欄に記載されている株式は全て同持株会名義となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

また、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成26年3月28日内閣府令第22号)附則第7条第2項により、第20条及び第22条第3号については、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。比較情報については、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成26年7月1日から平成26年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成26年4月1日から平成26年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	68,319	68,813
受取手形及び売掛金	165,808	171,096
有価証券	100,181	131,236
製品	71,431	79,161
仕掛品	40,683	43,075
原材料及び貯蔵品	19,620	21,923
その他	56,071	56,005
貸倒引当金	△1,502	△1,700
流動資産合計	520,614	569,610
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	79,994	82,675
機械装置及び運搬具（純額）	151,146	158,523
その他（純額）	73,029	71,060
有形固定資産合計	304,169	312,260
無形固定資産	12,278	11,836
投資その他の資産		
投資有価証券	103,932	108,647
退職給付に係る資産	47,740	41,731
その他	12,705	12,723
貸倒引当金	△507	△373
投資その他の資産合計	163,869	162,729
固定資産合計	480,317	486,825
資産合計	1,000,932	1,056,436

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	130,745	138,865
短期借入金	95,666	98,483
1年内償還予定の社債	15,000	15,000
未払法人税等	12,028	5,868
その他	78,005	62,700
流動負債合計	331,445	320,918
固定負債		
社債	20,000	60,000
長期借入金	184,866	183,174
役員退職慰労引当金	1,567	1,531
環境対策引当金	178	178
退職給付に係る負債	36,438	35,686
その他	44,280	43,456
固定負債合計	287,330	324,027
負債合計	618,776	644,945
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,176	67,176
資本剰余金	78,560	78,793
利益剰余金	210,739	225,262
自己株式	△4,369	△4,181
株主資本合計	352,107	367,050
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	31,387	34,990
為替換算調整勘定	△14,067	△3,132
退職給付に係る調整累計額	△10,225	△10,120
その他の包括利益累計額合計	7,094	21,737
新株予約権	328	231
少数株主持分	22,626	22,471
純資産合計	382,155	411,490
負債純資産合計	1,000,932	1,056,436

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)
売上高	413,603	464,390
売上原価	327,667	360,544
売上総利益	85,936	103,846
販売費及び一般管理費	※1 57,183	※1 63,099
営業利益	28,752	40,746
営業外収益		
受取利息	314	423
受取配当金	763	935
持分法による投資利益	1,767	2,265
その他	1,080	1,072
営業外収益合計	3,925	4,697
営業外費用		
支払利息	2,367	2,444
その他	2,169	2,072
営業外費用合計	4,537	4,516
経常利益	28,140	40,927
特別利益		
投資有価証券売却益	2,425	—
固定資産売却益	933	—
特別利益合計	3,358	—
特別損失		
独占禁止法関連損失	6,749	3,025
特別損失合計	6,749	3,025
税金等調整前四半期純利益	24,750	37,901
法人税等	8,708	10,679
少数株主損益調整前四半期純利益	16,041	27,222
少数株主利益	1,291	1,331
四半期純利益	14,749	25,890

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	16,041	27,222
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	9,080	3,576
為替換算調整勘定	7,266	11,658
退職給付に係る調整額	—	115
持分法適用会社に対する持分相当額	322	50
その他の包括利益合計	16,670	15,401
四半期包括利益	32,711	42,623
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	31,240	40,534
少数株主に係る四半期包括利益	1,470	2,089

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	24,750	37,901
減価償却費	17,290	18,468
のれん償却額	199	57
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	215	30
退職給付引当金及び前払年金費用の増減額	△2,303	—
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の増減額	—	△2,327
受取利息及び受取配当金	△1,077	△1,359
支払利息	2,367	2,444
持分法による投資損益 (△は益)	△1,767	△2,265
投資有価証券売却損益 (△は益)	△2,425	—
有形固定資産売却損益 (△は益)	△933	—
独占禁止法関連損失	6,749	3,025
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,098	△1,774
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△10,492	△8,885
仕入債務の増減額 (△は減少)	8,830	6,374
その他	2,112	△92
小計	36,417	51,596
利息及び配当金の受取額	2,848	4,716
利息の支払額	△2,419	△2,393
独占禁止法関連損失の支払額	△6,005	△18,878
法人税等の支払額	△3,596	△16,682
営業活動によるキャッシュ・フロー	27,244	18,358
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の純増減額 (△は増加)	△712	△117
有価証券の取得による支出	△200	△100
有価証券の売却による収入	901	266
有形固定資産の取得による支出	△21,730	△18,313
有形固定資産の売却による収入	1,641	294
投資有価証券の取得による支出	△36	△24
投資有価証券の売却による収入	2,885	119
貸付けによる支出	△42	△660
貸付金の回収による収入	62	73
その他	△1,276	△1,595
投資活動によるキャッシュ・フロー	△18,508	△20,057

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△222	△1,997
長期借入れによる収入	4,544	6,088
長期借入金の返済による支出	△699	△5,665
社債の発行による収入	—	40,000
自己株式の取得による支出	△15	△20
配当金の支払額	△2,698	△4,862
少数株主への配当金の支払額	△853	△2,244
その他	△68	172
財務活動によるキャッシュ・フロー	△13	31,469
現金及び現金同等物に係る換算差額	917	1,494
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	9,639	31,266
現金及び現金同等物の期首残高	141,653	168,940
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	22	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 151,316	※1 200,206

【注記事項】

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
(会計方針の変更) (1) 退職給付に関する会計基準等の適用 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。) 及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の基礎となる期間の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数とする方法から、退職給付支払ごとの支払見込期間を反映する方法へ変更しております。 退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第2四半期連結累計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。 この結果、当第2四半期連結累計期間の期首の利益剰余金が4,872百万円減少しております。また、当第2四半期連結累計期間の連結損益計算書に与える影響は軽微であります。 (2) 企業結合に関する会計基準等の早期適用 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)、 及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等が平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等(ただし、連結会計基準第39項に掲げられた定めを除く。)を適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。 企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。 これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第2四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

1 偶発債務ほか

(1) 当社従業員の財形貸付融資に対する債務保証額

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
8百万円	6百万円

(2) 連結会社以外の会社の金融機関借入等に対する債務保証額

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
MSP インダスト リーズ社 179百万円	MSP インダスト リーズ社 126百万円

(3) 手形債権信託契約に基づく債権譲渡高

前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成26年9月30日)
1,843百万円	1,686百万円

(4) 訴訟事項等

① 関係当局による立入検査について

(前連結会計年度)

軸受製品の取引に関して、当社の韓国における製造・販売子会社は、平成24年7月に、独占規制及び公正取引に関する法律(公正取引法)違反の疑いがあるとして、韓国公正取引委員会による立入検査を受けました。

また、当社の子会社である株式会社天辻鋼球製作所の本社及び関係営業所は、平成26年1月に、同社製品の取引に関して独占禁止法違反の疑いがあるとして、公正取引委員会による立入検査を受けました。

上記のほか、当社及び当社の子会社は、その製品の取引に関して各国の関係当局による調査等を受けておりません。

当社及び当社グループといたしましては、関係当局による調査等に全面的に協力しております。

これらの結果として、今後、課徴金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

(当第2四半期連結会計期間)

軸受製品の取引に関して、当社の韓国における製造・販売子会社は、平成24年7月に、独占規制及び公正取引に関する法律(公正取引法)違反の疑いがあるとして、韓国公正取引委員会による立入検査を受けました。

また、上記のほか、当社及び当社の子会社は、その製品の取引に関して各国の関係当局による調査等を受けております。

当社及び当社グループといたしましては、関係当局による調査等に全面的に協力しております。

これらの結果として、今後、課徴金等による損失が発生する可能性があります。現時点ではその金額を合理的に見積ることは困難であり、当社の経営成績等に与える影響は明らかではありません。

なお、平成26年9月に公正取引委員会より、独占禁止法に違反する行為があったとして、鋼球製品の製造事業者に対して排除措置命令及び課徴金納付命令がなされた旨の発表がありました。この中で、当社の子会社である株式会社天辻鋼球製作所について独占禁止法に違反する行為があったとする旨の言及がありましたが、同社は、同委員会に対して課徴金減免制度の適用を申請し、これが認められたこと等から、上記命令のいずれも受けておりません。

② 集団訴訟等の提起について

(前連結会計年度)

米国において、原告である軸受製品の購入者等の代表者等から、当社及び当社の米国子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟等が提起されております。原告は、被告らが共謀して、米国において、軸受製品の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して、損害賠償、対象行為の差止め等を請求しております。また、カナダにおいても、当社及び当社のカナダ子会社を含む被告らに対して、上記訴訟と同種の集団訴訟が複数提起されております。

当社並びに当社の米国及びカナダの子会社といたしましては、原告による請求に対して、正当性を主張して争っていく所存です。なお、訴状には、請求金額の記載はありませんが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

また、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。

(当第2四半期連結会計期間)

米国及びカナダにおいて、原告である軸受製品等の購入者等の代表者等から、当社並びに当社の米国及びカナダの子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟等が提起されております。原告は、被告らが共謀して、これらの国において軸受製品等の取引に関する競争を制限した等と主張し、被告らに対して損害賠償、対象行為の差止め等を請求しております。

当社並びに当社の米国及びカナダの子会社といたしましては、原告による請求に対して、正当性を主張して争っていく所存ですが、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

また、当社又は当社の子会社若しくは関係会社は、上記訴訟と同種又は類似の訴訟等を今後提起される可能性があります。

(四半期連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)
給料及び賞与	21,112百万円	23,078百万円
退職給付引当金繰入額	740	—
退職給付費用	—	1,498
役員退職慰労引当金繰入額	59	142
貸倒引当金繰入額	145	122

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)
現金及び預金勘定	59,067百万円	68,813百万円
預入期間が3か月を 超える定期預金	△1,818	△2,683
取得日から3か月以内に償還期限 の到来する有価証券	91,067	131,076
流動資産のその他勘定より 売掛債権等信託受益権	3,000	3,000
現金及び現金同等物	151,316	200,206

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年5月24日 取締役会	普通株式	2,701	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年10月28日 取締役会	普通株式	3,783	7.00	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年5月23日 取締役会	普通株式	4,867	9.00	平成26年3月31日	平成26年6月4日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日
後となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月29日 取締役会	普通株式	6,495	12.00	平成26年9月30日	平成26年12月2日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	115,922	283,788	399,710	13,893	413,603	—	413,603
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	13,381	13,381	△13,381	—
計	115,922	283,788	399,710	27,275	426,985	△13,381	413,603
セグメント利益	9,714	21,435	31,149	1,400	32,549	△3,797	28,752

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業及び液晶パネル用露光装置などのシステム関連製品の製造・販売事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△3,797百万円には、セグメント間取引消去156百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△3,954百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第2四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	四半期連結 損益計算書 計上額 (注3)
	産業機械	自動車	計				
売上高							
外部顧客への売上高	132,538	311,758	444,296	20,093	464,390	—	464,390
セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	14,726	14,726	△14,726	—
計	132,538	311,758	444,296	34,820	479,116	△14,726	464,390
セグメント利益	14,504	28,221	42,726	2,154	44,880	△4,133	40,746

(注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、鋼球の製造・販売事業、機械設備製造事業及び液晶パネル用露光装置などのシステム関連製品の製造・販売事業等を含んでおります。

2 セグメント利益の調整額△4,133百万円には、セグメント間取引消去98百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用△4,232百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない親会社本社の総務部門等管理部門に係る費用であります。

3 セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成26年4月 1日 至 平成26年9月30日)
(1) 1 株当たり四半期純利益金額	27円31銭	47円88銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額 (百万円)	14, 749	25, 890
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額 (百万円)	14, 749	25, 890
普通株式の期中平均株式数 (千株)	540, 017	540, 694
(2) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額	27円28銭	47円82銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額 (百万円)	—	—
普通株式増加数 (千株)	570	734
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	該当事項はありません。	同左

2 【その他】

(配当決議)

平成26年10月29日開催の取締役会において、第154期中間配当に関し次のとおり決議いたしました。

中間配当額 6, 495, 803, 484円

1 株当たり中間配当金 12円00銭

中間配当金支払開始日 平成26年12月2日

(注) 平成26年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、支払いを行います。

(重要な訴訟事項等)

上記「1 [四半期連結財務諸表] [注記事項] (四半期連結貸借対照表関係) 1 偶発債務ほか (4) 訴訟事項等」に記載のとおり、米国及びカナダにおいて、原告である軸受製品等の購入者等の代表者等から、当社並びに当社の米国及びカナダの子会社を含む被告らに対して複数の集団訴訟等が提起されております。

なお、当該訴訟の結果として、当社の経営成績等へ影響を及ぼす可能性があります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年11月7日

日本精工株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原	勝彦	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阪中	修	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	武藤	太一	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本精工株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成26年7月1日から平成26年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本精工株式会社及び連結子会社の平成26年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。